

～このページは令和4年度においての情報です～

清瀬市医師会

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健康診査が実施出来ない場合がございますので、下記記載の実施期間内において受診される際には必ず事前にお問い合わせください。

◎ 実 施 期 間 令和4年8月1日～令和4年12月31日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・特定健康診査受診券

・被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 市民(住民登録がある)の方が対象です。

◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

- ・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。
- ・受診対象者は、清瀬市民(住民登録がある)の方に限られます。
- ・清瀬市の追加項目が受診できます。
- ・受診の際は、健康保険証と受診券を必ずお持ちください。

◎ 特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施しておりません。